



△道路行政に關係ある法律  
命令、訓令、通牒等苟く  
も道路行政に當る人々の  
知らざるべからざること  
は凡て本欄に於て紹介す  
△道路行政に關し生じたる  
疑問は本欄に於て回答す  
るを以て會員諸氏は隔意  
なく質問あらん事を望む

### 質疑應答

**問** 都市計劃として決定せる街路を都市計劃事業とせず

に普通に土木工事として執行することを得るや(静岡縣 靜岡縣)

**答** 都市計劃も都市計劃事業も廣義に於ける都市計劃に外ならな  
いのであるが、法が之を區別して規定したのは、兩者は別個の觀  
念に屬するものであるからである、都市計劃と言はゞ其の文字通  
りの計劃であつて、都市計劃事業と爲れば現實に行はるべき事業  
を言ふのである、従つて其の事業と爲れば何人かをして之を執行  
せしめなければならぬことは、法第五條の規定してある所であつ

て、原則として市を統轄する行政廳が執行するのであるが、唯だ  
都市計劃を決定したゞけでは所謂計劃に止るものであるから執行  
の義務を隨伴しないのである、故に計劃された街路の工事を執行  
するには都市計劃法に規定する事業執行の手續に依るべきは無  
い、若し其の街路が道路法の規定に依る道路であれば、普通土木  
工事として執行するのでは無く、道路法の規定に依ることを要し、  
道路法に關係ない街路でありとすれば一般土木工事取締の規定に  
従つて執行すべきものである。(幹事 田中好)

**問** 公有水面埋立免許權失効し原狀回復の義務を免除し

たものは公有水面なるや雜種財産なるや(徳島縣土木 課研究會)

**答** こと公有水面の埋立に關するが、道路工事執行の爲にも矢張  
り公有水面を埋立する場合もあつて、本欄で回答するのも路政の  
爲と思ふから御答する、此質問の因て出る所以は、埋立免許處分  
には當然公有水面の公用廢止を伴ふものなるや、又は埋立の完成  
を條件として公用廢止が行はるゝものなるやの問題を解決すれば  
從て解決さるゝから、先ず其の點を解決して見やう、地所名稱區  
別に關する規定に依れば、河海湖沼の所謂公有水面は官有とし其  
の民有主義を排したると、地租條例に於ては民有に屬する川成海  
成湖水成に屬する土地が一定の年限内原地に復せざるときは、官  
有に屬する河海湖に屬することを規定したことに徴するときは、

是等のものは私人の所有を許さない法意を知ることが出来る、故に公有水面を私人の所有に販せしむる所謂埋立處分には、公有水面の公用廢止を必要とするのであつて、埋立權を設定するが爲には、先ず公用廢止を前提とすること勿論である、埋立なる事實行為の行はるゝに追隨して公用廢止が行はるゝのでは無く、埋立權を設定すると同時に公用廢止の行はるゝものと解するに非されば前述した條理に反することゝ爲る、從て質問に係る免許權が失効した場合は、免許なかりしと同一の状態に復版するものなるが故に、埋立と同時に行はれた公有水面の公用廢止も、其の廢止なかりしと同一の状態に復版する即ち公有水面に復版する、此場合に於て失効した免許權に依つて免許人が附加増置した物件ありて之に私權を認むること、公益上不得策とせば地方長官は法第三十五條第二項の規定に依つて國有に編入の處分を爲すべく、此場合に於て其の物件は國有財産法の適用を受け、公用又は公共の用に供せざるものは、雜種財産と爲るべし、併しながら附加増置した物件が、附合の理論に依つて公有水面の一部を構成するものなる場合に在りては、公有水面に外ならざるを以て其の水面を再び他人に埋立を許すことを得るものと解す。(幹事田) (中好)

判例

○自動車取締令違反被告事件

(大正十五年(九)第一七四九號 同年十(葉却)二月二十三日大審院第五刑事部判決)

判決要旨

自動車取締令第二十五條第一項ノ自動車ニ依ル人ノ傷害又ハ物件ノ損壞ハ運輸中ノ自動車ニ因リ生シタル總テノ場合ヲ包含スルモノニシテ自動車ヲ運輸スル者ニ故意過失アリタルト否トテ問ハサルモノトス

事實

判示關係事實ハ上告理由及判決理由所掲ノ如シ

上告

一 原判決ノ認定事實ニヨルモ被告人運輸中ノ自動車ニ對シ吾郷某ナル者カ後部ヨリ自轉車ヲ衝突セシメ爲ニ吾郷某ハ身體ニ傷害シ自動車ヲ損壞シタルモノナルコト明白ナリ

二 而シテ原判決ハ如此場合ニ於テモ被告人ハ自動車取締令第二十五條ニヨリ事故届出ノ義務アルモノトセリ然レトモ自動車取締令第二十五條ニハ自動車ニ依リ他人ヲ傷害シ又ハ物件ヲ損壞シタルトキハ云々ト規定シ傷害又ハ損壞ノ結果カ自動車ニ原因セル場合ヲ規定セルモノナルコトハ論テ俟タスト思考ス

三 原判決ニ於テハ近項自動車ノ利用益々激増シ之ニ伴ヒテ人ノ生命身體財産等ニ不測ノ災害ヲ受カルモノノ各處ニ頻發スルノ狀

況ニ在ル爲交通警察上自動車ニ關スル取締ヲ嚴重ニスルコトハ現代ノ要求スル所ニシテ自動車取締令モ此ノ要求ヲ充サンカ爲ニ制定セラレタルモノニ外ナラスト前提シ故ニ同令第二十五條ノ規定ハ自動車運轉中ニ所定ノ事故ヲ生シタル事ヲ要スル外該事故發生ノ原因カ何人ノ故意若ハ過失ニ基クヤテ間ハサルモノト解スルヲ相當トスト判示セリ然レトモ如此解釋ハ法ノ文理解釋ヨリスルモ論理解釋ヨリスルモ首肯スルコトヲ得ス即チ同令

第二十五條ハ自動車ニ依リ人ヲ傷害シ云々ト規定シ文理自體ニ於テ自動車カ原因ヲ爲シテ或結果ヲ生シタル場合ニ限定セララル、コトハ明々白々タリ自動車ニ依リノ文字ト傷害シ又ハ損壞シタルノ文字ハ決シテ原判決ノ如キ解釋ヲ納ル、ノ餘地ヲ存セサルナリ若シ原判決ノ如キ法意ナリセハ自動車運轉中人ヲ傷害シ又ハ物件損壞等ノ事故ヲ生シタルトキハ云々ト規定セサルヘカラス法ノ文意ヲ不當ニ擴張スルハ法ノ解釋上許スヘキモノニ非スト思考ス

四 原判決ハ自動車取締令ハ交通取締ヲ嚴重ナラシムル一般ノ要求ニヨリ生シ出タルモノナルカ故ニ苟モ運動中ニ事故ヲ生シタル場合ハ如何ナル場合ニ於テモ其ノ届出ヲ爲サシムルモノトセサレハ統一的取締ヲ期シ難ク交通ノ整理安全ハ到底之ヲ望ム能ハスト判示スルモ同令ノ規定ハ如此廣義ニ解釋セストモ取締ハ十分ナルベシ文理解釋ニ從ヒ自動車カ原因ヲ爲シ爲ニ傷害損壞

ノ結果生シタル場合ニ始メテ其ノ届出ヲ爲サシムルモノト解スルモ自動車取締令ノ取締ラントスル目的ハ之ヲ達シテ餘リアリ何ヲ苦シテ法ノ文旨以外ニ解釋ヲ求ムルノ必要アランヤ倘若シ原判決ノ如ク解セハ運轉中ノ自動車ノ上ニ他人カ屋上ヨリ飛ヒ下リ爲ニ負傷セル如キ場合ヲモ自動車ニ依リ人ヲ傷害シタリト謂フカ如キ奇怪ナル結果ヲ生スヘシ原判決ノ誤謬ナルコト明白ナリト信ス

五 自動車取締令第二十二條第二項ニハ「前項ノ場合ニ於テハ運轉手及其ノ他ノ從業員ハ被害者ノ救護云々」ト規定セリ所謂被害者ナル文字ハ自動車ニヨリ害ヲ被リタル者ヲ指スコト明白ナリ自ラ損害ヲ求メタル者ヲ被害者ト稱スルコトハ此ノ場合ニ於テ奇怪ト云ハサルヘカラス又同條第三項後段ニハ「警察官吏ニ在ラサルトキハ被害者若ハ其ノ同伴者ニ同一事項ヲ通告スルニ非サレハ云々」ト規定セリ本件ノ如キ後部ヨリ馳走シテ自動車ニ衝突シタル者ニ對シ尙所定ノ通告ヲ爲サシムル規定ナリト解スルハ首肯スルヲ得サル所ナリ

六 自動車取締令第二十七條ニハ地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ運轉手ノ免許ヲ取消シ又ハ其ノ就業ヲ停止スルコトヲ得ト規定シ其ノ第一トシテ自動車ニ依リ人ヲ傷害シ又ハ物件ヲ損壞シタルトキト列舉セリ而シテ此ノ法文ト第二十五條トハ一字一句ノ異ナル所ナシ同一法令ニ於ケル同一條文ハ同一意義

三解スヘキモノナルコト論テ俟タス從テ若シ第二十五條ノ法意ヲ原判決ノ如ク解スルトキハ第二十七條第一號モ亦同一ニ解セサルヘカラス然ラハ第二十七條ノ規定ニヨリ地方長官ハ自動車

運轉中ニ所定ノ事故ヲ生ジタルトキハ其ノ事故カ如何ナル原因ニ基クテ問ハス運轉手ニ對シ免許ヲ取消又ハ就業ノ停止ヲ爲スコトヲ得ルコトト爲ルヘシ進行中ノ自動車ニ自ラ衝突シタル場合又ハ進行中ノ自動車ヨリ飛下リテ負傷シタルモノアルカ如キ

場合ニ於テモ尙且地方長官ハ免許ヲ取消又ハ就業停止ヲ爲シ得ルコトト爲ルヘシ世間豈如此理アラシヤ或ハ曰ク同條ハ地方長官ニ免許ヲ取消又ハ就業停止ヲ命スルノ權能ヲ與ヘタルニ止マリ之ヲ爲サシムヘキ旨ノ規定ニ非サルカ故ニ敢テ妨ケナシト(第一審判決ノ如シ)如此ハ反駁ノ價値ナキ暴論ニシテ如此場合ニ地方長官カ若シ免許ヲ取消ヲ命ジタリトセハ如何法ノ解釋トシテ

命スルコトヲ得ト爲シタル場合ニ於テ之ヲ命ジタリトテ違法ト爲スコトヲ得サルヘシ法令ハ如此沒理ノ規定ヲ爲スモノニ非ス論者ノ見解ノ誤レルヤ明白ナリ第二十七條第一號ノ趣旨モ亦自動車ノ原因ト爲リ人ヲ傷害シ又ハ物件ヲ損壞シタルトキト解スルノ外ナク而シテ此ノ原因ヲ與ヘタル運轉手ニ對シ地方長官ヲシテ情狀ニヨリ免許ヲ取消シ又ハ就業ノ停止ヲ爲シ又ハ事情ノ如何ニヨリ不問ニ付スルコトヲ得セシムヘキ規定ト解シ始メテ

法ノ精神ヲ全フスルコトヲ得ヘケ又法ノ文理ニ合致スル解釋ナリト爲スヲ得ヘキナリ右第二十七條ト第二十五條トヲ對照スレハ益々以原判決ノ解釋ノ誤レルコトヲ知ルニ至ルヘシト思考ス

七 以上ノ理由ニヨリ原判決ハ法則ヲ不當ニ適用シテ被告ヲ處分

セラルモノニシテ破毀セラルヘキモノト思考ス依テ御院ニ於テ原判決ヲ破毀シ被告ニ對シ無罪ノ判決アラシコトヲ求ム

判 決 理 由

大正八年內務省令第一號自動車取締令第二十五條ノ規定ハ自動車交通ノ取締ノ必要上設ケラレシモノナルハ同條ニ所謂自動車ニ依リ人ヲ傷害シ又ハ物件ヲ損壞シトハ自動車ノ運轉ニ原因シテ人ノ傷害若ハ物件ノ損壞ナル結果ヲ發生セシメタル總テノ場合ヲ指稱シ自動車ノ運轉カ其ノ結果ノ發生ニ對シテ唯一ノ原因ヲ爲セルト否ト又自動車ヲ運轉スル者ニ故意過失ノ責ムヘキモノアルト否トハ固ヨリ之ヲ問フテ要セサルモノト解スヘク同令第二十七條第一號ノ規定モ其ノ趣旨ニ於テ右ト異ナルモノアルヲ見ス原判決ノ

確定シタル事實ニ據レハ被告人ハ判示乗合自動車ノ運轉手トシテ從業中大正十五年七月二十日午後三時頃松江驛ニ向フ途上自轉車ニ乗シタル吾鄉某カ其ノ自轉車ヲ過テ被告人ノ操縱セル自動車ノ左側後部ニ衝突セシメテ其ノ場ニ轉倒シ爲ニ吾鄉某ハ其ノ右手首ヲ該自動車ノ運轉ニ因リ左後輪ニ轢カレテ之ヲ挫キ且自動車ノ泥除金具ニ觸レテ肩胛部ニ擦過傷ヲ負ヒ猶乘用自轉車損壞シタリト謂フニ在リテ被告人ノ操縱セル自動車ノ運轉カ吾鄉某ノ傷害及其ノ物件ノ損壞ニ對シテ一原因ヲ與ヘタルコト洵ニ明瞭ナレハ原判

示ノ如ク被告人ニシテ該事故ノ發生ヲ覺知セル以上其ノ過失ノ有無ニ關セス前記取締令第二十五條ノ規定ニ從ヒ遲滯ナク警察官吏ニ對シ之カ届出ヲ爲スヘキ義務アルモノトス左レハ原審カ其ノ届出義務ヲ怠リタル被告人ニ對シ同取締令第二十八條ヲ適用シ有罪ノ判決ヲ爲シタルハ相當ニシテ論旨ハ理由無シ